

社会福祉法人慈徳会
訪問リハビリテーションさくらんぼ 重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 社会福祉法人慈徳会 訪問リハビリテーションさくらんぼ

所在地 三重県松阪市飯南町粥見5471-18

法人種別 社会福祉法人

代表者名 理事長 小倉 博之

電話番号 0598-32-5151

FAX番号 0598-32-5222

介護保険事業所番号 2450780057号

2. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

利用者が要介護状態(要支援状態)となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(運営方針)

- (1) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行います。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明をします。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 居宅サービス計画変更を希望される場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

3. 事業所の従事者数および勤務の体制

理学療法士 1名以上 勤務時間 午前8時30分から午後5時30分

4. 営業時間

営業日 月曜日から金曜日 営業時間 午前9時から午後5時
ただし祝日及び12月29日から1月3日までを除く

5. 通常の実施地域

松阪市飯南町全域、施設以西は松阪市飯高町赤桶

6. 利用料

別紙「訪問リハビリテーションさくらんぼご利用料金表」参照ください

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

7. 災害時・悪天候時の対応について

原則訪問いたしますが、万が一訪問できない場合には事前にご連絡をいたします。

8. 秘密保持について

業務上知り得た利用者又はその家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、当事業所は、利用者及びその家族から予め同意を得た上で行うこととします。

(1)介護保険サービスの利用のため市町、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

(2)介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(3)前項に掲げる事項には、利用終了後も同様な取り扱いとします。

9. 苦情申立窓口

訪問リハビリテーションさくらんぼ (担当者:東)	ご利用時間	平日	午前8時30分から午後5時30分
	電話 0598-32-5151		
老人保健施設さくらんぼ (担当者:伊藤)	ご利用時間	24時間受付	
	電話 0598-32-5151		
三重県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	午前9時から午後5時
	電話 059-222-4165		

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡をおこない医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡をいたします。

11. 虐待の防止の推進

(1) 虐待防止のための措置

当事業所は、ご利用の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する担当者を配置します(担当者:伊藤行恭)。

(2) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。